

○世耕委員 御出席がなければやむを得ませんが、この機会に法務総裁に一応私の意のあるところをお尋ねして、あとで適当な機会に總理から御答弁が願えるようにおとりはからい願いたいと思います。

○安部委員長 了承いたしました。

○世耕委員 政府も御承知の通り、現在中共軍と国連軍の戦況は目下最終階段に臨んでおるよう見られるのであります。

○世耕委員 政府も御承知の通り、現

日本の本土空襲ということが想像されるのです。それはなぜそういうことを言ひます。そこでもしそれがさらに発展

するといふうなやがらせの放送が数回にわたつて行はれておる。そういう

神経戦術がもうすでに行われておるの

であります。ゆえに私がただいまお尋ねする問題は、たゞ空虚な問題でない

幸いにして北鮮における騒動が外交的

に解決されればいいが、もし未解決のままに終つて、さらに國連軍が前進する場合には、おそらく中立なりないし

は満州を爆撃するでしょう。その爆撃

がひいては日本本土に敵機が侵入

敵機といつてはおかしいが、中共軍の飛行機が飛んで来るというのがあなが

ち想像のみではない。むしろ國民の一部には不安を生じておる。さような場

合を想定して、それなく治安の上において十分の心構えが当然あつてしかるべきじやないか。從來の政府のやり方

は、事件が起つてからあとで手を打つ

といふような行き方であります。神戸事件のことき、名古屋事件のこときは

ややその轍を踏んでおる。さようなことで、もし爆弾がわれくの頭の上に落ちる、それから対策を講じるというようなことになつたのでは、人心の收穫の道がつかぬのではないかと思うのだから、この点について何か心構えがあるかどうか。あるいは心構えの必要がない、それは相變に属するとおつしやるのか、この点ひとつお聞きしておきたいのであります。

○大橋國務大臣 ただいまの段階とい

たしまして、本土空襲につきまして、大規模なるさうな事態があるとい

ことは予想しておらぬ次第であります。実は本年夏、朝鮮事変が勃発いたしましたと申しますと同時に、関西の一部並びに九州の一部はおきまして、外國飛行機による襲撃があるやもしれない、從つてこれに対し燈火管制の措置をとるように関係方面から指令があつたことはございます。しかしながらその後に九月の二十三日に第一回の隊員の募集をいたし、爾後十月の中旬までに一般

に警察予備隊が沿岸維持のおもな機による襲撃があるやもしれない、從つてこれに対し燈火管制の措置をとるよう関係方面から指令があつたことはございません。しかししながらその後に九月の二十三日に第一回の隊員の募集をいたし、爾後十月の中旬までに一般

は、この問題につきまして関係方面と連絡を密にいたしておることは事實でございます。

○世耕委員 大体了承いたしました。

それでもう一つお尋ねしておきたいことは、御承知の通り、ヨーロッパはも

ちろん米国において中共關係はかなり問題が最高潮に達しておるようであります。

○世耕委員 お尋ねの考え方から申しまして、私はこまかいことを聞こうとは思いました。

内が大きな山ではないかと思う。その山はきわめて單純じやないのであります。

し日本に思はざる災害が発生せぬとも

私は特にこの点を政府側に注意を喚起しておきたいと思うのであります。

つて民衆の反対の方向に立ちはせぬか。という杞憂がかなり多くあるのです。これはおそらく鋭敏な大橋國務総裁はすでに感得しておると思いますが、何かその点について打つておる手を——私はこまかいことを聞こうとは思いました。

員としたしまして募集いたしました。たる七万四千のうちから選抜をいたし、これに訓練を施しまして幹部として任命させることであります。

船員といたしまして募集いたしました。たる七万四千のうちから選抜をいたし、これに訓練を施しまして幹部として任命させることであります。

までの実情は世耕委員から御指摘に相なりました通り、今後のわが国の治安の最後の実力組織たる予備隊の性格にかんがみまして、決して満足すべき状態ではなかつた、こういう状態に相なつておつたのであります。すべての原因が、私どもいたしましては、各ギヤンブにおける正規の幹部を早く任命することにある、かような考え方をもちまして、現在あらゆる努力をいたしておりますが、大体一月の十五日を目途といたしまして、各隊の幹部を一通り充足し得るの見込みを立てておるのであります。その後におきましては、中央の指導がただちに地方に徹底し、また地方部隊におきまする管理においていろいろと遺憾な点が、着々改善せられるものと考えておるようなわけでありましたして、これによりまして、初めて警察予備隊がその本来の面目を発揮し得るものと確信いたすのであります。

て、それぐる非常事態に対する国民の権利義務についての範囲がきめられて、公明な行動ができるようになつておりますが、もし万一非常事態が発生したときに、国民が協力する範囲とか、権限とか、義務とかということについて明瞭な規定がないのであります。が、こういうことをこの際考究しておきたいと思うのですが、この機会に承つておきたいと思います。

な、すなわち国民諸君が警察予備隊のためならば、要求があれば自発的に協力してやろう、こういう気持を持つて、眞に予備隊を助け、協力することができるように、それにはどうしても予備隊自身が眞に国民の信頼を博し、また國民の期待を裏切らないような事實においてりつばな予備隊であるということを國民に示さなければ、とうていその協力は期待することができないのであろうという考え方のもとに、今後交化國家、平和國家、民主國家といたしまして、眞の日本の國民の支持、協力を受け得るような方向にこの予備隊を訓練いたすべきである、かような考え方を持つておるのであります。今後予備隊の訓練が一段と進み、またいろいろな事態がさらに困難になりまして、予備隊の活動に際し國民の協力を法律により必要と存じますが、さしあたりの段階といたしましては、警察予備隊を、できるだけ國民の期待に沿い、また國民が眞にこれは自分たちのための予備隊である、これに協力するということは、ぜひ國民としてなさなければならぬものである、そういう氣持を起していただけるような予備隊に仕上げて行く、この訓練の方針をもつて進みたい所存でございます。

発生したときに、東京都内とか便利な場所において起る場合が想像されるのです。そういう場合には、当然民間の協力を得なくちゃならぬ。体警察も国警もまた予備隊も、そういう活動ができない場所においては、悪い所はいいが、山間部のような自治体警察にしておくことが、かえつて私は國民の意識を明瞭ならしめる上においてもよし、また事態を処理する上において効果的じやないか、かように考えるのでありますから、これをひとつ十分御研究を願いたい。そして適当な機会に法文化すなり、何かの方法を講じてもらいたいということを、ここに希望いたしておきます。

点について心構えがおありだつたら、この際私は、橋を渡る渡らぬよりも、向うから渡つて來た場合に、警察予備隊はどうするのか、逃げるのか、それとも迎えてこれを撃退するのか。その点は、一応こういう國際關係になつて参りますると、治安の上に重要な問題だから、考えておく必要があるんじやないかと思う。この点について御説明があれば承つておきたい。

○大橋國務大臣 私どももいたしましては、現在日本國の治安といふものは、国内の警察力ばかりでなく占領軍の兵力によつて確保せられておると考えるのであります。現在は占領軍が最後のものであります。には国内の治安について責任を負うておるものと考えるのでござります。従いまして、現在の段階におきまして、わが國士に占領軍以外の武装兵力が、侵略のためにやつて來るというようなことは、予想いたしておらない次第であります。

○世耕委員 そうお答えになるだろうと私は想像したのです。想像したが、ほんとうを言つと、それだけでは国民が満足が行かない。私は皮肉を言つておりますけれども、大橋総裁はどうも繪裁になつてから、大膽が小心になつたようだよに思う。こういうことは大膽に発表されていいのです。ドイツの総理大臣を見てごらんなさい。思い切って信義を發揮しているじゃないか。あなたはそれだけの度胸があるはずだ。あなたが総理大臣のくせをならつて、そのようにあいまいな風を装うに至つたことはなはだ遺憾に思う。吉田大臣は舌が足りない。舌足らずです。だから私はあまり詳しいことは

の人に質問しようとしている。それであなたの施策なりを実は聞いておるのであります。大橋総裁はもつとはつきり言ふだらうと思つていたが、しかしこの点について少し悲観した。しかし私が気持は、おそらく総裁の中には幾分分泌込んでおるだらう、相互通するものがあるだらうと思つて、少しうねねばれて、その程度しか申しません。

そこで、今の問題について、もう一つこういうことが一つの問題になつて来る。朝鮮に起つた事件に関連して、私が申し上げたいのは、日本の治安並びに守備は、進駐軍が担当してくれることがあるかもしれません。それは北鮮においてあの通りです。そこで進駐軍が退却してしまつたあと治安戦、用兵の関係から、あるいは退却すれば、だれが守つてくれますか。われわれの生命はだれが維持してくれるかと

あります。しかしながら作戦が守りができますが、それが守つてくれますか。われわれの生命はだれが維持してくれるかと

いうことになります。その点はどうですか。

○大橋國務大臣 現在のわが国の建前といたしましては、占領軍があるとなりにかかわらず、警察予備隊が治安を担当するわけあります。もちろん先ほど仰せられたような事態は、私断じて起ることはないと予想いたしますが、かりにそういう場合を想像いたしましたら、国内の治安はあくまで警察予備隊が確立しなければならぬ。こういう使命、性格から考えまして、警察予備隊がいかななる行動に出るべきかということは、ある程度明らかになると信ずるのであります。

○世耕委員 わかりました。それでそ

ういうように作戦、用兵の建前から、かりに進駐軍が退却する場合、一緒にあります。どういう点について少しおもなさない心配はあります。しかし私の気持は、おそらく総裁の中には幾分分泌込んでおるだらうと思つて、少しうねねばれて、その程度しか申しません。

そこで、今の問題について、もう一つこういうことが一つの問題になつて来る。朝鮮に起つた事件に関連して、私が申し上げたいのは、日本の治安並びに守備は、進駐軍が担当してくれることがあるかもしれません。それは北鮮においてあの通りです。そこで進

駐軍が退却してしまつたあと治安戦、用兵の関係から、あるいは退却すれば、だれが守つてくれますか。われわれの生命はだれが維持してくれるかと

あります。しかしながら作戦が守りができますが、それが守つてくれますか。われわれの生命はだれが維持してくれるかと

いうことになります。その点はどうですか。

○大橋國務大臣 現在のわが国の建前といたしましては、占領軍があるとなりにかかわらず、警察予備隊が治安を担当するわけあります。もちろん先ほど仰せられたような事態は、私断じて起ることはないと予想いたしますが、かりにそういう場合を想像いたしましたら、国内の治安はあくまで警察予備隊が確立しなければならぬ。こういう使命、性格から考えまして、警察予備隊がいかななる行動に出るべきかということは、ある程度明らかになると信ずるのであります。

○世耕委員 わかりました。それでそ

ういうことは、これは国民のひとしく考えるところです。さような場合にもおそらく国民は満足するでしょう。しかししながらそれほど重大な使命を帯びておる警察予備隊であるならば、現在の裝備で満足できるか。現在の隊員ではたしてあなたのおつしやるような、國民の信頼し得るような、進駐軍が退却した場合のとの治安の守りができるかといふことにすると、ちよつとまた不安が残るのであります。これは今總裁からその返答をただちに聞こうとは思ひませんが、そういうことを考えておるといふことです。そこで進駐軍が退却してしまつたあと治安戦、用兵の関係から、あるいは退却すれば、だれが守つてくれますか。われわれの生命はだれが維持してくれるかと

あります。そこで進駐軍が退却してしまつたあと治安戦、用兵の関係から、あるいは退却すれば、だれが守つてくれますか。われわれの生命はだれが維持してくれるかと

して二ないものであるとするならば、この警察法が根本法であり、政令の予備隊令はそれを補充するところのものであらねばならぬと思うのであります。そこで警察法の根本精神は申しますが、間接的警察力の地方分権制度及び警察運用の民主化ということが二大支柱に相なつておるのでありますから、今回予備隊の活動につきましても、二つの精神によつて運用せられなければならぬ。但し予備隊の使命は、柱によつて統合せられることも、これまた必要かと存するのでありますけれども、さような根本の使命等にさしつかえない限りにおきましては、警察法の精神によつて運営してもらわなければならぬと思うのであります。その意味において、昨日も私御質問申し上げたのでありますが、明確ならざることころがあるのです。そこで警察法の根本精神によつて警察予備隊の運用をどう調和するかといふ原則に立ちまして、一二三をお確答を得たいと存ずるのであります。

○大橋國務大臣 警察予備隊が出動いたしましたる際におきましての、この警察予備隊の指揮に当りまするのは、その部隊の指揮官であり、その最高の指揮官は総隊監視と抜稱いたしておりますが、警察予備隊七万五千の部隊に対する全体の司令官的な地位にありまする指揮官であります。これに對しまして自治警察並びに國家地方警察は、その現場における指揮者が指揮官であり、自治警察については、最後的には自治警察の警察長、または國家警察におきましては、全国的な最高機関としては國家公安委員会であります。しかしながら警察予備隊の出動が指令された場合におきましては、国家地方警察本部官が総指揮者となる。これに対しても内閣総理大臣がさらに最高の指揮をいたすことになつておるのであります。従いましてその際におきましては、警察予備隊総隊監視に対する内閣総理大臣の指揮権並びに、非常事態宣言の際におきまする国家地方警察に対する内閣総理大臣の指揮権といふものは、最高の段階において内閣総理大臣一人に掌握せられておりまするがゆえに、この内閣総理大臣が適切なる指揮者を定めることもできるわけであつて存じますので、これによつて現

○猪俣委員 非常事態の場合にはわかります。この予備隊は非常事態の宣言のないときにも出動する場合があります。そこで非常事態の宣言のないような場合に、出動したときに、国家地方警察本部長官と総隊総監と申しまするか、そういう人との関係は一体どういうことに相なりますか。

○大橋国務大臣 この両者はそれと相並んで自己の所轄機関を指揮するということに相なります。

○猪俣委員 そういう治安維持を確保する予備隊が出動するような事案に対してしまして、二本建の指揮系統、なおそのほかに自治体警察といふものがある。それが一体いかなる関係で指揮権があるのか、申すまでもなく警察の一部が乱れざる行動は結局指揮系統にあると思う。それが今の場合だというと、公安部委員会もあるいは本部長官あるいは総隊総監といふよう三つにわかれておるような状態である。その間にそれを統制すべき規則はない。そうしてそれは二本建であり、あるいは三本建であるといふようなことでは、はたして機動的な活動ができるか、かように思われる。そこでこの国家地方警察及び自治体警察もある、かような場合におおきな予備隊が加わっておる。どうもこの法規を見ましても、今總裁が答弁したようなことが何條から出で来るのか私にはわからぬ。なお今の答弁だけでも国家地方警察及び予備隊と現地において二元的に指揮することができるような御答弁でありまするが、どうも

これははなはだ機動的な活動に欠くるところがあるのじやないか。さうしたことについて一元的にするような構想をお持ちであるのかないのか。なお自治体警察は一体どうなるのであるか、その点について御答弁願いたいと思います。

○大橋国務大臣 ただいまのところでは、警察及び警察予備隊の活動に対する指揮は二元的にならざるを得ないと考えております。もつともこれは国家非常事態宣言の発せられました場合におきましては、内閣総理大臣において一元的に指揮することができますが、一般の場合におきましては二元的にならざるを得ないと考えておるのであります。しかし現実の状況といたしましては、警察予備隊はまだ早々の道程にありますわけでございまして、これが組織を完成し、実際出動に耐え得るような状態になり、またしばく出動いたしますというような事態に相なりますと、当然警察との指揮系統の調整といふような問題につきましては当局といたしましては、十分に研究をしなければならないようなことに相なうかと存じまして、この問題につきましては当局といたしましては、も慎重に研究をいたし、また準備を進めておるような次第でございます。

○押谷委員長代理 ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

たしておきますが、本日の議題に関し
第二項の規定によりまして出席説明の
要求がありました際には、隨時これを
お許しいたしたいと思いますが、あら
かじめこのように御決定を願つておく
ことに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○押谷委員長代理 御異議がないよう
でありますから、さように決定いたし
ます。質疑の通告がありますから順次
これを許します。銀治良作君。

○銀治委員 最高裁判所の事務総長に
お尋ねしたいことは、最高裁判所の規
則をもつて定め得る範囲、ことに法律
を規則で改正できるというお考え方であ
るかどうかをまず伺いたいと思うので
あります。

○五鬼上最高裁判所説明員 憲法七十
七條の規則制定権といふものは、これ
はいろいろの考え方がありますて、新
しいことでもありますし、まだはつき
りとした学説その他もないようであ
りますが、実際に最高裁判所の方ではど
ういう考え方をしておるかということ
を申し上げて御了解を得たいと思いま
す。ことに御質問の、規則をもつて法
律を改正するような考え方があるかとい
う御質問ですが、今まで最高裁
判所が設立されましてから下級裁判所
の事務処理規則とかいろいろ内規的の
規則はつくつて參りましたが、正式の
規則は御承知の刑事訴訟規則というの
がありますが、その規則を見まして大
きなことは全然ございません。従つて
この規則と法律の関係についてはいろ
いろ説がありまして、改正できるとい
う説もありますし、できないといふ説

六

運営においては、最高裁判所としましては、法律の改正を要するような場合には、やはり国会において法律の改正をしてもららうという、従来の態度は別に改まつておりません。特に規則によって法律を改正するというような今回のかりに第二條の規則ができまして、規則だけで法律を改正するというふうなことは考えておりません。

○鑑治委員 いろいろの説があつてきましたが、ただ便宜上やるといわれるところ、都合によりあるいはやれるかもしれないというふうに聞えるのであります。これははなはだ重大だと思うから、この際私は意見を確定しておきたいと思う。ことにこれは新刑事訴訟法でありますときに、一体規則はどういうものができるか、それを見ないと刑事訴訟法を通すわけにいかぬじやないかと、いうことでわれくは言つたが、法律を改正するような規則はできない、こういうことを見きわめて通したはずです。しかるに、いろいろの説がありますが、一本憲法第四十一條を最高裁判所はどういうふうに解釈しておられるか。唯一の立法機關ということは、のでも、最高裁判所はこれをいつでも変更する規則ができる、こういう考えが出て来るという根柢はわれくには了解できない。そこでそれをどうお考えになつておるかを承りたい。

申し上げましたように、いまだ意見があると申しましたのは、学説と各個人の説によつてそういうものがあるといふことを申し上げたのであります。最高裁判所としては、いまだ意見が確定しておりません。結局これは判例とか何かによつて問題が起つたときに出で来る問題であろうと思いますが、今のところ最高裁判所が司法行政を行つ上においては、規則をもつて法律を改正するような考え方も持つておりますし、実際上今までのやり方についてもそういう例もございません。

○鐵治委員 私は個々の裁判所において、裁判所が独自の見解をもつてやられることは、そこまで議論を進めませんが、この間の岸刑事局長の言葉の片鱗からうかがうと、最高裁判所は法律の間違つたところを皆直せるといふことは、従つて最高裁判所はどんなものでもやれるのだ、これは最高裁判所の意見としていまだにその意見をお持ちになつておりますか。もしそうだとすれば憲法四十一條とどう調和をしてその議論が立つか、それを伺いたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 岸刑事局長がただいま鐵治委員のおつしやつたようなことを述べられたかどうか、私はまだつきり聞いておりませんが、そういう御意見も、多分個人としての私見を言われたのであるう思います。最高裁判所の事務当局としましては、ただいまおつしやられたようなことは考えておりません。

○鋼治委員 ついでに承りたいのは、施行法をもつて本法たる訴訟法の改正ができると考へておられるかどうかを伺いたい。

あるから、できるといふこともあるまい。見方によつては言えるかも知れませんが、本法と施行法との全体の趣旨が、やはり全体であるといふふうなことは、やはり全体の趣旨に沿わないのではないかと存ぜられます。

○鐵治委員　この間もその議論について現行刑事訴訟法があつて、それを施行するに便宜なものだけをきめるということだけであつて、施行法によつて刑事訴訟法の規則をかえるという意味ではないと思いますが、いかがですか。

○野木政府委員　十三條はやはり施行法のうちの一條でございますから、先ほど申し上げた趣旨のように施行法をもつて本法をかえるということは、十二三條の趣旨には感られておらぬものと思います。ただここでお考え願いたいのは、この施行法は新刑事訴訟法の施行法でありますて、この十三條では新刑事訴訟法をかえるといふことは毛頭考えておりませんが、新刑事訴訟法の施行法であるこの刑事訴訟法施行法の第二條によりまして、経過的に、一時旧法事件は「新法施行後も、なお旧法及び応急措置法による。」という條文がありますて、それから十三條に「この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属している事件の處理に關し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。」という規定があるわけでありまして、この両者を考慮まして十三條の規定は、施行法は経過規定を定めるという立法の精神から見まして、あるいは新刑事訴訟法の中でも、規則にまかしておるという程度の

経過事件の処理としてある程度の規定はできるのではないか、そういうのがこの立法の根本趣旨のように思うわけであります。ただ十三條の字句がやや明瞭を欠く点がありますので、十三條を文字通り読みますと、旧刑事訴訟法を非常にこまかく規定しておりますので、旧刑事訴訟法を多少新刑事訴訟法的の精神に近づけるということを全然封じられはせぬかというように読める見解もありますし、現にそういう見解を述べておる人もあります。その点は最高裁判所の判決で、先日その見解はしりぞけられまして、経過的の場合には、ある程度の軽微の事項は規則で定めるというような見解が出ましたので、その見解に従いますれば、あるいはこの十三條でさしあたり現在裁判所が考えておる程度のことは、まかななれるのではないかと存ぜられるわけであります。私どもいたしましては、どうも十三條の字句に多少そいつた論議の点がありましたので、この際実は十三條の初めの案を書いたものとしては、非常に気持悪く思いまして、そこをあまり紛糾の起らないようにはつきりした方がよからうということでお十三條を削つて、第二條に「この法律及び裁判所の規則に特別の定があるもののを除いては」ということにしたわけでありますが、またこうして見ますと、おつしやるようにあるいは委任の範囲が広過ぎるのでないか、野放図もなく委任してあるというようなそりもあり免れないような形になつておりますが、しかしまあこれで何でもかんでも、基本的事項、重大な被告人の利益に関する事項までも、裁判所の規則できめ

う、そこまでは考えておるわけではないのでありますて、裁判所の事務当局もそこまで考えておらないようでありますので、まあ／＼こういう形にしても実際上は不都合ない。ことにこれは旧法事件だけに限ることでありますて、ずっと将来これから起る事件までも、こういう形だとすると、あるいは問題かもしれません、旧法事件だけならばまあこれで弊害はないであろうという形で、こういう案を書いてみたわけであります。

○銀治委員 十三條のこととは、私は予備的に質問したわけでありますと、それでは改正の二條をお聞きしたいのですが、旧件は旧刑事訴訟法でやると十三條でまとめておる、その旧刑事訴訟法の内容を変更させようとする改正だと見るほかないません。そうしてみれば今議論の施行法をもつて本法をかえることはできないという議論に、まず第一番に反するものではないでしょうか。

○野本政府委員 ただいまの点につきましては、この施行法は新刑事訴訟法の施行法という形になつておりますので、この施行法で新刑事訴訟法自体をかえるということになりますと、まさにお説のような不都合なことになりますが、旧刑事訴訟法は新刑事訴訟法にとつてかわられます。この第二條の規定によつて経過的に生かしておく、そういう意味でありますから、この施行法は、銀治委員がおつしやるよう、施行法で本法をかえるといふのではないかと思つておる次第であります。

○ 総務委員 そうおつしやるならばもう一へん逆に承りたい。この法律及び裁判所の規則に特別の定めがあるものをお除いては、こう書いてあります。つまり裁判所の規則に特別の定めがあれば、旧刑事訴訟法はそれだけ適用にならないのだ。こういうお気持で書いておられる。またそう解釈せざるを得ない。そうしてみると、先ほど言われたように、裁判所の規則をもつて、適用されておる旧刑事訴訟法の内容をかえるものとする考え方でおる。こう思ふが、これは先ほど五鬼上総長の答弁から言いますと、かようなことはできないものと断定せざるを得ませんが、これはいかがですか。

○ 野木政府委員 法律の委任は何もないことは、規則で法律に触れるようなどとは定めないということは、從來とも政府もとつて參り、また当委員会の御意見もそのように承知しておる次第であります。ただこの第二條の場合においては、規則で法律に触れるようなどとは定めないということは、従来ともいうその委任に基いた規則であると、旧刑事訴訟法の輕微な点は新法の方に乗りかえる、補正できる、そういうふうな仕組みに考えたわけでござります。

○ 総務委員 法律できめようといふば、やはりこの施行法でしよう。それだから前に、施行法で本法をかえられますかと聞いておるので。施行法で、規則によつてかかる、かえられぬものを施行法でかえておる、これは不都合だと私は言うのです。

は抜かれ抜かれん、」に、その二語を二語

まして、今度の施行法は、直接旧刑事訴訟法の施行法というよりも、むしろ新刑事訴訟法ができるまで、ただ新刑事訴訟法に対する施行法であります。従いまして、この施行法では、新刑事訴訟法を改正するというよりも、むしろ別に含んでおりませんで、ただ新刑事訴訟法を実施する便宜上第二條等の規定によりまして、ある程度旧刑事訴訟法を生かして行く、その生かすについては、そこに新刑事訴訟法とのわたりをつけるために多少修正規定を置かなければならない。それを本来法律で置きますれば一番無難であつたわけでもあります。何分当時は情勢の変化が著しいときでありまして、切りかえどきの混乱を避ける意味で、旧法は旧法で一応やつてみて、やつているうちに不都合を生じたら、ある程度軽微な点は裁判所の規則で、新法的な方向に向つて補正できるということにしたのが、この十三條の規定だと存じておる次第であります。それで今度の改正案の第二條も、考え方においては第十三條と同じであります。それで十三條では委任の範囲がはつきりしませんで、いろいろ今まで疑義が起つた事情がありますので、その疑義を避ける意味で、第二條のような書き方をしたわけではありませんが、旧刑事訴訟法を多少補正できるという点は、あくまでもこの施行法で規則に委任したからできるというのでありまして、この委任がなければ規則だけでは旧刑事訴訟法にせよ法律が先占している部分には手を触れることなどできないというのが、政府の從来からの解釈であります。

がなければ、旧法は廃止になるのでしょうが、二條では旧來の事件、新法が施行になる前に起訴されたその全部の事件は、旧來のまま旧刑事訴訟法でやられておるものとはわれ／＼は思つておりません。事件に対しては、旧刑事訴訟法は旧來の通り現存しておるものと考えておるのでありますと、何か一部拾つて来て、そうしてやつておるのじやないのです。新刑事訴訟法施行後の事件はこの法律による、その前の事件は旧刑事訴訟法でやるのだ、ちゃんと私は二本とも生きておるものと心得ておるのでですが、その現存しておる刑事訴訟法を、新法の刑事訴訟法であればなおさら、施行法をもつてかえるとは、今野木さんがいくら言われてもわれ／＼は納得が行かないのです。が、これ以上は議論してもしようがないけれども、あるいは觀念の相違だといえればそれでよいのですが、われ／＼は旧刑事訴訟法は事件に対してはそのまま存続するものと思つております。

期である程度できるのではないかとさういうふうに解釈しておつたわけでござります。先般の判決も大体その趣旨のような判決があつたようござります。
従いまして十三條はそら詫めないのじやないかという疑問も、判決が出る前まではありましたので、そういう疑問を、判決があつたとしても、あとで残すのはあまりおもしろくないといでので、十三條をとつて第二條の今度のようにしたわけであります。この程度ならば施行法をもつて、本法を改正するということではなくして、その施行に伴うある程度の手当をするという趣旨の程度ではないかと考えておるのであります。

お願いいたしておきます。それからついでですから事務総長に伺いたいのですが、裁判所法の一部の改正にあたつて、昨日最高裁判所の方から答弁を得ますと、これも一つの訴訟促進のためにおやりになることがありますので、簡易裁判所へついぶん事件を多く持つて行つて簡単に事件の処理をすることが、地方裁判所の負担が軽くなつて、事件も早く済む、こういう考え方であろうと推察するのであります。そこで問題は、現在簡易裁判所の判事というものは充実しておるかといふ問題なのです。これはきのう聞いたのです。そうしたらほんとうの判事の資格のない、いわゆる特任の判事が二百五十九名あるという。たいへんな話です。実員の半分以上、五割五分ぐらいいのものは特任の裁判官である。しこうしてそういう特任の簡易裁判所の判事の裁判に対し、世上いろいろの批判があるようだがどうだと言つたら、その点も聞いておると言う。そういう実情であるにもかかわらず、そういう簡易裁判所の管轄を拡張しまして、たくさんの事件を持つて行つてはたして適正なる、国民の信頼を得る裁判ができると思っておられるかどうか。これを聞きたいのです。

それから特任事の問題についてですが、なるほど仰せの通りの非難は前には大分ありました。しかし最近においては二箇月あるいは一箇月半というような、相当長期にわたる研修を数回繰返して、そうして判事の質の改善に努力いたしておりますので、任用当時は相當かわって参りまして、その実習も向上しつつあるのであります。

私の方といたしましては、今後その実習については特段の注意はいたしたいと思いますけれども、まず今の改正法案も向うあるのであります。案程度の事件の处置には、さほど支障は来さないかというような考慮のために、訴訟促進の意味からも、かような措置が適当であろうと考えておるわけあります。

○鐵治委員 これは普通の事務の処理でありますから、支障はないのであります。裁判といふものは、国民の信赖ということが一番重要だ。その信赖を得られないで、ただ事件を処理したからといって、それでいいと考え方があることは、私ははなはだ考慮の余地があると心得えます。それからいま一つは、なるほど規則を改正するのも一つの方法であるかもしませんが、それよりも問題は堪能なる人を得るということが何よりもその促進になると思うのですが、その点はいかがですか。

○五鬼上最高裁判所説明員 御意見ござつともあります。従つて今後の任用についても特段の注意をいたして、なるべく堪能なる判事を入れた

○鐵治委員 特段の御注意を願うのなら、待遇の問題もありますし、それからわれわれがいつも言つておる裁

判官の任用の制度を根本的にかえるというところまでとくとお考えを願つておかれます。

○上村委員 関連して…。先ほどの鐵治委員の質問は非常に重大であつて、われく国会議員としてやはり最高裁判所の質問を終ります。

○上村委員 事務総長は私の言うことを誤解しておられるのです。かつてに別されておるということが、やはり法

の十三條に現われて來ておるというふうに私は見なければならぬまいと思う。そこでお確かめをおきたいのは、われくの法律顧問の質問を終ります。

規則では法律は改正できない、學說い
かんにかかる最高裁判所はかよう
に考えるということを最後にとどめの
御明答をいただきたいと思います。

○五鬼上最高裁判所説明員 先ほど來
先ほど程度以上のお答えはちよつと困
難かと思います。

○上村委員 この問題は非常に簡単な
問題で、また法律学校の討論みたいな
問題ですが、國民の権利にとつてはき
わめて重大な効果を及ぼすのです。そ
こで法律と最高裁判所の規則とが違つ
た場合に、それは最高裁判所の解釈權
にあるということでは私は納得できません
裁判所の手続規則とか全然違つている
場合には、これは裁判所の解釋權は具
体的にはありとも、これは法律の
方が優位であるという解釈をしなけれ
ばならないと私は思うのです。であります
から、その点が最高裁判所におか
れて一体どういうふうになるのか。これ
は仮定論のようですが、そこまで私
は確かめておきたいと思う。

○五鬼上最高裁判所説明員 私が先ほ
ど申し上げましたのは、法律規則の最
終的解釈は最高裁判所の判例できまる
ということを申し上げたのであります
て、最高裁判所が司法行政を行なう上か
らでは、規則と法律とがどちらが優位
であるということを解釈することはで
きないものと思つております。

○上村委員 五鬼さんは何かわかつ
たようなわからないような話ですが、
そういうふうに食い違つた場合は最高裁
判所においては最も重要なのは最高裁

判所でしよう。けれどもそういうふう
に明瞭かに法律と最高裁判所の規則が
衝突した場合に一体どちらが正しい
か、どちらを國民は尊重しなければな
らないかということについて、これは
最高裁判所に解釈權は私はないと思
う。あつてもそれは原則に従つて法律
の方を優位として解釈すべきではない
か、こういう質問なんですね。

○五鬼上最高裁判所説明員 先ほど來
申し上げております通り、規則と法律
とは将来において抵触するような問題
はなか／＼起り得ないようすにわれく
は確信いたしております。しかしそう
いう場合があつた場合には、これは仮
定の議論であります、そういうたの場
合にはやはり具体的な事件について裁判
所が最終的判断を下すよりいたしかた
がないと思います。

○五鬼上最高裁判所説明員 私他の用事で委員会
の途中で出たり入つたりしましたか
ら、ほかの委員の方からお尋ねがす
にあつたかもわかりません。重複する
点があるかもわかりませんが、二、三
簡単にお尋ねしたいと存じます。

○五鬼上最高裁判所説明員 裁判所法の一部を改正する法律案に
関連してありますが、裁判官の職務

を代行するといふ点について、従来の
法律、現行法によつてどの程度の職務
代行が行われているか、數字的に御説
明願いたいと思います。

○五鬼上最高裁判所説明員 現行の裁
判所法の規定に基きまして、職務代行

代行が行われているか、數字的に御説
明願いたいと思います。九州の管内で福岡地方裁判所が高等裁
判所の方に委嘱されているところでは、
それから高松の管内において地方裁判

所の判事が高等裁判所の判事の職務を
代行している、この二つだけの程度で
あります。

○大西(正)委員 すると、事務総長御

存じのものは二つだけの事例のようで
あります、そんなにあまり行なわれて
おらないものでしょうか。

○五鬼上最高裁判所説明員 この職務

代行のごく臨時的の代行といふのはあ
るいは從来ございましたかもしませ
んが、これはすべて、高等裁判所管内
でやつてあるものですから、最高裁判
所としては数字的に今ちよつとわかつ
てないのです。

○五鬼上最高裁判所説明員 実はその資料を持見
したいのであります、最高裁判所で
おまとめになつていてると思つたのであ
りますが、そういう資料がいたいた
資料の中にはないわけであります。それ
であり行なわれておらないものなら
ば、そういうものを法律の上で形式的
に拡張したところで活用されないもの
ならば必要ないじやないか、かように
考へるわけであります。

○五鬼上最高裁判所説明員 従来の職
務代行の範囲は高等裁判所の管轄内の

代行だけでございます。従つて、四国

なら四国の範囲において代行をしてい
るといふような場合、訴訟促進の意味

から、ある高等裁判所に事件が非常に

たまつて、しかもその管内において
代行すべき人員がないといふよ

うな場合に、どうしても他の高等裁判

所管内から持つて行つて一時的にも代
行させて事件の處理をはかりたいとい
うのが今回の改正の目的であります

たとえば北海道から仙台管内に持つて

来るとか、あるいは東京管内から福島

早く行つた。こういうようなところか

の裁判所法ではできない。今回訴訟促
進の必要から全國的に代行できるよう
なことを考へている次第であります。

○大西(正)委員 提案の理由は十分に
わかるわけであります。しかしながら
と、そしてまたその必要を満たすべく
どの程度に行われてゐるのか、これを
実情は、現行法の範囲内つまり高等裁
判所の範囲内で現実にどの程度の必要
と、そしてまたその必要を満たすべく
どの程度に行われてゐるのか、これを

実はお伺いしたいのであります。それ

と同時に、たとえば北海道から九州の

果ととか、そういうかえつて能率を害

するようなことは現実におそらく行な

れないのじやないか。またむしろ裁判

官の数が少ないものであつて、それらの

人がみな現に与えられてる職務に

ついてすでに事務がオーバーしてい

る、その人がよその代行として任地を

離れて他に行く、一時でも行くといふ

ようなことが現実にあるのかどうか、

その必要があるのかどうか、もつと必
要な面はほかにあるのじやないかとい
うようなことが懸念されるのでお尋ね
をしてるわけであります。この点に
ついて納得の行く御説明を賜わりたい
と思います。

○五鬼上最高裁判所説明員 この職務

代行を全国的に拡張する必要がある
といふことよりも、支部の設置によつ
て刑事案件を裁いて行かれるといふこ
とも必要ではないかと思うのでありま
す。しかししながら何と申しましては、
この点においては最高裁判所と
なさいましてはどういう御見解を持つ
ておられるか。

○五鬼上最高裁判所説明員 高等裁判

所の支部の設置については、従来から

と/or いふのは、今日主として仙台と高松

と福岡高等裁判所で、御承知の通り高

松管内は地方裁判所が四つしかござい

ません。それで判事の数も非常に少い

のです。その少い点から高等裁判所の

旧法事件処理のために一部だけ代行さ
れておるけれども、ちよつと数字はわ
かりませんが、そこで相当多數旧法

事件がたまつております。たとえば北

海道あたりは非常に旧法事件の処理が

ばならない。今二百人以上の欠員のあ

る場合に、そういうように支部に判事

を配置するということは非常に困難

を喚起しておきたいと思ひます。

○石井委員 いろいろと詳細な質疑がありましたが、簡単に二、三点質問をしたいと思います。裁判所法の一部を改正につきまして、訴訟中特に民衆訴訟の場合において、三万円までの訴訟物価額は簡易裁判所がやるということがありますから、この点についてひとつ裁判所側の御所見を伺いたいと思うのであります。たとえて申しますと土地の返還の訴訟等でありますから、現在訴訟物価額をきめるときに、大体賃料をもつてきめる、こうしたことになつておる。ところが現在の農地調整法とか、あるおればおるほど、借地人におきましては本人のそのものを借りておる仙値は大きいものであります。そういうよううが安くなつておる。賃料が安くなつておればおるほど、借地人におきましては訴訟物の土地あるいは家屋とかいろいろのものを、今までのように単に賃料を日安にしてきめるということについて私は、いろいろと問題があるのではないかとおもふらに、今までのように単に賃料を日安にしてきめるといふことについてはどういうふうに考えておられるおかりたいのであります。

し、また判事の任用に対しても特段の

お注意を拂つて、どれだけの事件が移さ
れても処置することに困らないようす
十分注意をいたしたいと思います。な
お民事訴訟の価額の問題につきま
しましようか。

○石井委員 訴訟物の価額というもの
は、実際問題として簡易裁判所におい
てはあまり論議されたことがないの
で、手輕に扱われておる。そこで実情
は、裁判官が見て訴訟手続をきめて地
方によこしたり簡易の方によこしたり
しておるのが実情のように思ひます。
そこで訴訟物を今までのよき家賃と
かあるいは土地の賃料とか、こういふ
ことだけによつて、争いがあつた場合
にきめられるということになると、事
情に沿わない問題が起るのではないか
か。こう思われるのです。これ
について裁判所においてどういふふ
なお考えになつておりますか。

○鶴根最高裁判所説明員 ただいま石
井委員のお話の点であります、大体
土地の明渡しの訴訟につきましては、
訴訟物になるその土地の価格がはつき
りしておるところはよろしくござい
ますが、はつきりしておりませんと、や
るいは一年の賃料の二十倍といふよ
うな標準でやつておりますので、その賃料
の決定につきましては、なるべく公
正なものに従うという方向でやつてお
ります。ただ全国の各裁判所における
扱いは大体一定しておりますが、お
のような点が各裁判所の中にはある
と存じます。その点は会同その他に

いてなるべく公正な価格に落ちつくよ
う一二、二一二、上序します。

○石井委員 ひとつ裁判所にお願いしておきたいことは、例の土地の価格に基いて買収をする場合におきまして、農地価格の最低価格というものは、一応五千円ばかりのところにきめられたのであります。最高がきめられておりません。ところが実際の農地の売買その他いろいろの動き等を見ますと、現在うわざに聞きますと、香川県においては田が一反二毛作になると、十万円ぐらいで取扱われておる。関東地方等においては、五千円以上といふわけで、最低が政府で買おると、いふうな実情になつておるようであります。しかるに今度の法律で、できめられた価格によりますと、大体五千円以上といふことであります。そこで裁判所等が起りまして、この扱い等につきましては、実際の価格といふもの、非常に値打のあるもので、この裁判所の取扱いは、簡易裁判所の裁判官の充當ももとよりのことりますが、地主等においては、裁判所等において慎重に御審議を願うなければなるまい、こう思ひのであります。裁判所の方におきましても、全く同等におきまして御通知書きをして、それに基いて間違ひのないようお願いしておきたいと思います。そし点についての御答弁をできましたら、願いいたします。

○石井委員 刑事訴訟法の点について少しお尋ねしたいと思います。刑事訴

訟法の問題でありますと、新刑訴事件といふものは、大体併合審理をしないような前段でやつてお扱いになつておるか承りたいと思ひます。裁判所側の実例を承りたいと思います。

○岸最高裁判所説明員　旧法事件と新刑訴の事件は手続が違いますので、併合審理をやつておりません。

○石井委員　そこで今度刑事訴訟法施行法の改正ということになりますと、今までの扱いにおきましては、旧刑訴事件も相当に新刑訴の扱い方を観味されて取扱われる、こういうふうにならざると思ひのでありますと、さような段階に至つても、旧刑訴と新刑訴の事件を併合して扱われるようなことはなさらない、こういうふうな立場をとつて扱われるのでありますか、どうですか、この点を承りたいと思います。

○岸最高裁判所説明員　今度の法案を考えられております点は、上告審の問題であります。またルールの方で考られておりますのは控訴審のことですりますので、どうしてもこれは手続別にならざるを得ないのではないかそういうふうに考えております。

○石井委員　今度最高裁判所は別でりますが、審理促進という立場からルールをつくりたいということになりますが、これは大体控訴審でおりますが、これは大体控訴審ルールを中心として、一審においてルールはつくらない、こういう予定を制定しようというお考えであります。

○岸最高裁判所説明員 この刑訴施行

案の結果考えられております案の内容は、控訴審と上告審だけであり離れて、すでに実施されております。第一審につきましてはこの案と併し訴訟規則の不備を補いたい。二年余にわたる経験に基いて、従来の刑事訴訟規則のうち、改めるべき点は改めて、実際に即したものといたしたい。つまり最初の規則は裁判の経験といつもを経ずに、新刑事訴訟法ができるまで、當時に、それに合せてつくつてあります。二箇年後の実施の状況を見て、少しへルとしてできる範囲内において、合理的に改むべき点は改めたい。そういう趣旨でこの法の研究は絶えやつております。

○石井委員 そこで旧刑訴と新刑訴関係上、特に刑法の連続犯が削除された關係で非常に不公平な問題が起るであります。連続犯におきまして、新刑訴、旧刑訴によって起訴されたような場合におきましては、併合審理ができるので、非常不利的な裁判を受ける、こういふな場合が発生をいたすと思われるのあります。その当時連続犯についてさような場合についてはどうするか、末端等において处分がある。こういうときには前の事件の方を起訴せざるを得ないような立場になるかもしない。大体において一度連続犯的なる

について起訴があつたときは、前のようないふうなものをほじくるということはしないといふふうな答弁によつてその当時審議が進みられ、了解をしておつたのであります。そこで旧刑訴あるいは新刑訴といふ場合におきまして、区々に処分を受けるという場合において、やはり今後においても、被告におきましてその立場上から、連続犯が廢止されただけでなく、旧刑訴、新刑訴と二法にまたがる関係上の不利益が発生いたすのであります。これらについて何か裁判所においてはお考へを持つておられるかどうか、いろいろとそれらについてのお考へがあれば承りたいと思ひます。

○岸最高裁判所説明員 それはやはりその裁判所としましては、そういう事件が係属しているということは、同一の裁判所ですとわかりますから、裁判する際に、片一方の方でどの程度の刑が言い渡されているかということは、次に言い渡す裁判の際に考慮されておると思います。それからなお一番問題になるのは、その手続を別にすると執行猶予ができるのではないか。刑法第二十五条の関係で執行猶予ができるのではないかといふことが一番大きな問題になつておりますが、それは本来だつたならば、二つの手続で行われる。そろすれば執行猶予ができるのが、たまたまそういうふうな経過的の事柄のために判決が二つにわかれれる。そういう場合には、執行猶予をしてもらよろしいといふふうな有力な學説もありますし、また実際の裁判官の間で、そういう見解をとつてゐる人もありまます。そういう点はそぞ不利を国民に与えていないと思います。

○石井委員 新法、旧法につきまして

○野木政府委員 それでは一応法務府側の

意見を承つておきたいと思ひますが、

裁判所においてさよな場合において、一方で執行猶予をする、また一方

に執行猶予をする、両方の執行猶予の

判決がある時期に確定をいたしたこ

と、第一号、第二号、この問題にわ

たりましていろいろと論議が行われる

と、裁判所でせつかくそういう場合を

見はからつて執行猶予を両方において

つけてくれた。しかしこれが刑を執行

する段取りになりますと、検察庁に

おきましては、第二十六條を適用して

執行猶予の言い渡しの取消しを請求す

るというふうな問題が発生する、こう

思われるのあります。実際検察庁に

おいては、そういう場合において現在

どういう扱いをされておるか。ひとつ

承つておきたいと思います。

○野木政府委員 新法事件と旧法事件

と別に起訴された場合につきまして、御質問のような場合が起りますので、

私どもいろいろ苦慮しましたが、先ほ

ど岸刑事局長が言わされましたような解

釋が十分なり立得るものと信じまし

て、たしか私が刑事局を去つた後であ

りますが、刑事局長の方でそういう通

牒を出しまして、大体そういう解釈に

あつたようです。それでそのために判決が二つにわかれれる。そ

ういう場合には、執行猶予をして

もらよろしいといふふうな有力な學説も

ありますし、また実際の裁判官の間で、

そういう見解をとつてゐる人もありま

す。そういう点はそぞ不利を国民に与えていないと思います。

○石井委員 新法、旧法につきまして

○野木政府委員 事柄は検察の起訴方

に、大体そういうふうに、裁判所のお

考へ等にのつとりまして、検察当局に

おいてもさよな扱いをされておると

いうことを聞きまして非常に喜びた

いふうのあります。ここで大体犯

罪もある程度におきましては、連続犯

等においても前から見ますすると、悪質

性等がなくなりまして、非常に簡単な

過誤によつて犯罪を犯すといふうな

場面が現われて来ております。ところ

が、最近の起訴の傾向を見ますと、

検察当局におきましては、犯罪の立証

の仕方が簡単であるといふうな事件

は、これは裁判にかかつても簡単に一

点がとれるといふうな立場で起訴を

したがる。犯罪の搜査上全部を調べな

いで、調べ落した場合、あるいはまた

その後において軽易な問題が起つた場

合にも起訴をするといふうな事案が

多く起つておるのであります。そこで

そういうふうな場合におきまして、新

刑訴あるいは旧刑訴といふことで

なく、今後におきまして新刑事訴訟法

一本の場合におきまして、新旧が異

なつたような場合におきまして、い

ろいろと連続犯等におきまして、本来

旧刑法のもとにおきまして、これは併

合審理さるべき筋合いだといふうな

問題におきましては、ただいまのよう

な新刑訴あるいは旧刑訴にまたがつた

事件のようない方を裁判所並びに檢

察当局においてもしていただき、といふ

場合が、ある場合においては好ましい

のではなかろうかと考えまして、今後

において、新刑訴において起つた場合

においては、新刑訴と同様と御承知を願

ります。しかし犯罪の非常に悪質犯が続

出したときでありますとか、特に檢

察あるいは警察官方面の手薄のときで

ありますては、被告に気の毒な場面が

起る。しかし犯罪の非常に悪質犯が続

出たときでありますとか、特に檢

察あるいは警察官方面の手薄のときで

ありますては、被告に気の毒な場面が

起きる。しかし犯罪の非常に悪質犯が続

出たときでありますとか、特に檢

察あるいは警察官方面の手薄のとき

るときになんかのごみみたいな事件までみな起訴する傾向がある。ところがあまり事実がたくさんあるために開取書を全然つくるないで、その起訴事実について、調査しない、聞き取りをしないで、いきなり起訴をやつておる事実がある。そこであなたは刑事訴訟法の立案者で詳しいのでお聞きするのであります。が、こういうふうな起訴事実について、本人の中聞きを全然聞かないで起訴することが、今の刑事訴訟法上一休合法的であるかどうかということがあります。これが贈賄事件で懲處を受けたということで五十件、六十件も一被害者についてざと事実を並べて起訴しております。ところがそのうちの三分の一くらいしか開取書をつくるないで、あとは全然本人に聞かないで全部起訴されて、それが公判になつておる。こういう事案があるのであります。こういうことは一体許されることであるかどうか、御見解を承りたい。

を廃止したところ、調停にとるかどうかということは問題は多少別個になります。そこで、ことに新刑訴のもとにおきましては、公判中心主義でありますから、あるいは時は時と場合によつて調停の方は省略する場合も考えられないわけではないと存する次第でござります。

○鑑治委員 先ほどの規則と法律の点でお尋ねいたしますが、人身保護法の第二條に「法律上正当な手続によらないで、身体の自由を拘束されている者は、この法律の定めるところにより、その救済を請求することができる」そして「何人も被拘束者のために、前項の請求をすることができる」法律はこうなつております。ところが規則の第四條に「法第二條の請求は、拘束又は拘束に關する裁判若しくは処分がその権限なしにされ又は法令の定める方式若しくは手続に著しく違反していることが顯著である場合に限り、これをすることができる。」この「顯著である場合」ということは法律には書いてない。それから「但し、他に救済の目的を達するのに適當な方法があるときには、その方法によつて相当の期間内に救済の目的が達せられないことが明白でなければ、これをすることができます。」とこうなつております。これは法律に定めない制限を規則によつて定めておるのでですが、どういう御見解を持っておられるのでしようか、承つておきたい。

○五鬼上最高裁判所説明員 その点は民事局長からお答えいたさせます。

○關根最高裁判所説明員 大だいま鑑治委員からの仰せの人身保護法第二條におきましては、「法律上正当な手続によらないで、身体の自由を拘束されて

いる者は「この法律の規定によつて、その規則を定めることができる」とございまして、第二條の請求ができるという具体的な場合をルールにまかせておるわけでございます。従いまして第二條の場合を具体的に説明的にルールで書いた、その書くことは二十三條で委任しております関係から、人身保護規則の第四條におきまして具体化したわけでございます。決して制限するという趣旨ではなく、法律の第二條の請求を具体的にわかりやすくいうわけでござります。

をルールで書いたわけなのでございません。以上は結局あるいは見解の相違になります。なるかと存じますけれども、われわれは第二條だけではあまりに漠然としておりましてわからない。それがためにこそ国会で第二十三條を設けてルールにまかせておいでになるわけあります。その趣旨を受けてわれくはルールを立案したわけなのであります。

○鐵冶委員 ルールをこしらえられて悪いと言つておるのでないのですけれども、違反だといながら顯著でないからといふことでやらぬということは、法の二條を無視したものではないのですか。私はそれを言うのだ。本法には顯著であろうがなからうが、違反しておつたらそんなことはだめだとあるのに、違反しても顯著でないからやらぬといふことは、本法の内容を変更しておるといわざるを得ませんが、その点どうですか。

○關根最高裁判所説明員 ただいま鐵治委員の仰せの点は、結局人身保護法の第二條で申しますと、具体的に請求する場合の手続はすべてルールにまかせてございます。結局そうなりますとルールで請求の手続をきめますときには、そういう違背の事実が明らかである場合に限つてできる、明らかでない場合はできないという結果になります。おつしやる通りでありますと、実際の面その他から申しまして、その程度のことは二條の精神に反してないとして、しかもこれはルールの委員会が、御承知のように最高裁判所規則制定議問委員会——これには在野の法曹の方も入つておいでになりますし、学

部の御同意を得て、結局最高裁判所
制定したものでございます。
○調査委員 法律の内容をかえており
ませんが、こう言うのです。かえてお
かれればいいのだということは、法の内
容をすつかりかえてしまったことにな
りますか、どうですか。それでもあ
なたの方でかえておらぬとおつしやる
ならこれは別でけれども、どなたで
あらうとかえてはいかぬという前提か
ら質問したのです。
○調査最高裁判所調査員 繼返して申
し上げるのもあるいは意見の相違にな
るかと存じますが、結局法律の第二條
では、そういうふうな制限をしてはい
かぬという趣旨に書いてあるとは考え
ておらないわけでござります。ただ第
二條では非常に漠然と書いてございま
すので、あと細則はルールにまかせて
うことがルールにまかしてある、こう
いう見解であります。あとこれ以上は
意見の相違かと思います。
○調査委員 これはどうも驚いたこと
です。どういう場合といつてどういう
場合もない。本法に違反したらやると
書いてあるわけです。違反したらやら
とちゃんときめてある。それを違反し
ておつてもやらぬ場合をつくるとはど
ういうわけですか。私はこれ以上議論

ないわけであります。これは技術的の点で申しますと、人権保護法第二條の規定に、最高裁判所の規則で定めるところにより請求することができます。これを申し上げるようではあります。されど、審問であります。裁判その他の事項について、非常に広い意味の規則を定めることができます。それをたとえば請求権を定めると、各規定にそういう最高裁判所の定めるところによりと、いうのを各条规定に入れかわす。二十三條で一括してそういう条文をつくられたわけなのであります。そいつをいたしましたと、管轄裁判所の定めるところによると書いてあるのとちつともかわらないわけなのであります。従つてどうしてもそういう規定をつくるわけになりますので、やむを得ざる必要から出た制定とわれ／＼は考えておるわけであります。

ないですか。しかしそれ以上は言つておきたいことがあります。それはもう一つ大事なことを言います。この人身保護法をつくったのは、ほかに經濟法があつても、それにたよつておいてはいかぬのだ、この法律によつて是速びやつとやれ、これがこの法律をつくつた根本趣旨なんです。それをひつくり返して、ほかに方法があつたらそれでやれということは、まつたく人身保護法を破滅させるものだ。そんなことなら人身保護法なんかつくれなくなるもいい。刑事訴訟法の裁判方法で行けといふことはわかりきついている。それではいかぬから、特に人身を保護するために、この法律をつくつて早くやれといふのでつくつた。しかも、その後になつて、ほかにあつたら、それで行け、これでやつちやいかな。これは驚いたものだと思うんですが、どうですか。

した関係もあり、かつわざ／＼十分論議を尽しました上で、結局ああいつをルールができたわけでございまして、二十三條の委任規定をお読みいただけばおわかりの通り、かなり広汎な委任規定であり、第二條は漠然としておりますので、それを具体化するといふことは許されていいではないかという趣旨で立案したのでありますて、お言葉を返すようになりますが、立案当時の趣旨はそこにあるわけでございます。

○鶴治委員 今のお話で行くと、そうすると、最高裁判所でそういうことを認めれば、法律の内容がかわつてもいいんだ、こういうのですね。

○關根義高裁判所説明員 たゞ／＼お法律を返すようではありますけれども、法律の内容はかわらないという見解でござります。人身保護法の第二條と二十三條と合せて考えますれば、二條だけでは漠然としているから、第二十三條と合せてルールをつくれ。われ／＼の希望いたしますことは、もう少し国金の方で具体化しておつくりになればよかつたのでありますぐ、どういふふうにしてルールをつくるべきか、早急にアメリカなり英國なりの法律を調べましたが、アメリカでも英國でも、こんな漠然とした法律じやございませんで、法律自体が非常に詳しく書いて合せたものがアメリカなり英國なりの法律と同様のことになつたわけであります。それであるの當時、参議院の立委

であります。やはり根本思想は英國のヘビアス・コーパースに従つてやつたということございましたので、われわれは前に調べまして立案いたしましたのであります。実はあの当時非常に苦心いたしました。もう少し詳しくやつただけはこういつた御質問はなかつたのじやないかと思います。今後そういうふうにお願いいたしたいと思います。

○銀治委員　速記録を見ればわかると思うが、私との質疑応答で残つておるはずです。とにかく今までの御議論を聞いておりますと、結局二十三條で、法律の内容をかえてもいいと委任してあるものと考えてやつた、こういう御答弁に聞えます。われくとしては、決してさようなものではない、二十三條はそんなものでないということをここではつきり申し上げておくよりほかありません。

○關根最高等裁判所説明員　これで終りにさしていただきたいと思いますが、銀治委員のお話で、私の答弁申し上げました点で、ルールで法律をかえる趣旨だということは決して申し上げておりません。結局この人身保護法全体の趣旨、先ほども申し上げました二條と二十三條両方合せますと、二十三條のルールで請求官体を具体化するということが許されておる。従つて法律をかえる趣旨じやないということをたびたび申し上げております。そういう意味で御了解願いたいと思います。

○銀治委員　あなたがいくら言われても、われくは法律の内容は変更しておると認めるから言うのです。これ以上は議論はよしますが、それでは最高裁判所でつくったルールを変更する

ばかりございました。それから実体に入りますのは割合に少いわけでござります。先ほど申し上げましたように、認容されたのが一件、これは親子関係の事件でございました。以上であります。

○梨木委員 適法の要件を欠いたのは、私はおそらく規則の第四條、これで要件を欠いているということを欠いているのだろうと思いますが、いかがでしようか。

○關根最高裁判所説明員 結局第四條の手続がないというものもございますし、それから請求の様式を欠いているというようなものもあつたと思いますが、その一々具体的な事例は、ただいまちよつと資料がございませんので、この程度にしていただきたいと思います。

○梨木委員 私はこの人身保護法の実施状況をもう少し詳しく知りたいと思うのでありますて、今質問いたしまして、たとえば刑事勾留にかかるもの二十七件、それから私人関係とおつしやいましたが、これが十五件に、行政处分が一件、この却下の理由についての資料を提出していただくようお願ひしておきます。

それから次に法案の質問をいたしましたのであります、刑事訴訟法施行法の一部改正、これは今までの委員の方からもおそらく質問があつたと思うのであります。が、この改正によりまして、上告に制限が加えられて来るわけでありますが、提案理由の中にも、今回の改正案は多少被告人の利益に影響するところがある、こういうふうに認めているわけであります。弁護士会から出ております意見書によりまして、既

得権を害する。特に被告人をいたしましては、旧刑訴によつて審理を受けるということと前提出して、被告人の利益を保護するもろ／＼の防禦の方法が講ぜられて來てゐるわけであります。それがこのような改正によりまして、突如として上告の分について新法によるということになつて來ては、これは非常に基本的な人権の保護といふところに欠けるようなことになる、と思うのであります。この理由によりますと「他面著しく正義に反するものであれば刑の量定事実誤認についても原判決を破棄することが認められる等従来よりも被告人に利益となる面もあり」というようなことを書かれてあります。が、しかし基本的には一審、二審においても被告人に利益となる面もあり」ときまして、旧刑訴の手続のもとに審理が行われて来て、それを前提としてやつて來てはいるのでありますから、やはりこういう大きな改正が途中で行われることは、非常に被告人に不利益だと思ひますが、この点どう考えておられるか、見解を聞きたいと思います。

続につきましては、訴訟手続不適及の原則といふものが存在していないわけではありませんから、今言つたように、贈り得権の侵害というふうに強く言えない存する次第であります。なお新法の一審、二審の手続と旧法の一審、二審との手続と比べて、どつちが被告人のために利益であるかという点は、旧法の方が必ずしも非常に利益であるとばかずなり言いつて、いわゆる「被告人の切ない存せられるのであります。というのは、旧法は複審の構成をとつておりますので、一審はなるほど新法に比べると、多少丁重でないといふ点はあるいは言い得るかもしれないが、二審ではさらに調べ直され、という手續は存するわけでありますて、第二審を新法のように切りかえすれば、これははなほだしく被告人に不利益だと書いて思いますが、第一審は旧法通り存しておきますれば、まず一審、二審全体として考えますわば、この切りかえによつて非常に被告人に不利益になるとばかりは必ずしも言ひ得ないと思つ次第であります。こうして上告審を切りかえることによりましては——切りかえると申しますても、全部上告審の手続は新法によつて、というわけではありませんで、旧法の基盤が残つておりますて、それに上告審の種々の規定を取り入れるということになります。これによりますと、被告人の利益になる点もあるわけであります。一番大きな点は、御指摘の刑の量定、事実誤認、再審の事由のある場合には、審査の対象になりまして、正真正銘なるほど旧刑事訴訟法の場合において反する場合には破棄されるという点が、一番理論的には大きな被告人の利益になると思います。と申しますのは

は、上告理由になつておりますが、
すでに刑事訴訟法応急措置法によつて
再審の理由は上告理由から落されて
りますので、旧法事件は旧法による
いいましても、こういう点は上告理
由になつておらないのであります。と
ろが新法の上告にすれば、こういう
山があつて最高裁判所が正義に反す
ものと認めた場合には、最高裁判所
破棄するという点がありますので、
の点が実質的には被告人の他の不利
を補つて余りあるものと思われま
し、なおそのほかに上告提起期間が
日から十四日に延びること、それか
検察官の上告の場合に理由がなかつ
ていう場合には、上告費用の補償が不
けられるということ、それから上告に
決の訂正判決の制度は認められてお
りうること、そういうような利益のな
くありますので、今度の案によつては
告人に非常に実質的な不利益を与える
といふようなことはまずない。そし
て一方旧法事件を特に迅速に処理しな
ればならぬような国際的情勢もあつ
ますので、かれこれ勘案してみれば、
この程度の変更はますもつて両者の利
和をとる意味において、ます／＼満意
ではないかと存ぜられる次第であります。

も上つている。未決増加の状況に基づく。これを何とかして早く片づけようとする。いろいろとこころに、この施行法の改正の眼目があると思います。私はここに入り、権の保障の点において心配なものを感じざるを得ないのであります。簡単に片づけよう。なるほど新判訴の、正義に反するとか、あるいは刑の量定、事実誤認のようになるということは、被告の利益のようにおつしやいますが、しかし今までの例によつても、最高裁はわれわれの感じているところでは、こういう理由でやつても、もうあつさりといふことは上告を棄却してしまつて片づけているようと思われてしかたがない。問題は、旧法事件を簡単に片づけるためにやつて来ているのじやないか。この点はどうですか。提案理由にもそのことを白状している。ここに問題があると思いますが、これをどう考えるか。
○野本政府委員 旧法事件を全体として整理を促進するといひねらいであることは、その通りでござりますが、たゞお言葉のように何でも簡単に片づけるという言葉で表現いたしますと、多少この真意から離れるのではないかと存ぜられる次第であります。申しますのは、旧刑訴法においては、比較的手続の可否のよろな点が、上告理由になつております關係上、そういう点を理由にして上告して来るという例も非常に多いように承知いたしております。しかもそれは真にそぞろに考えまして、最高裁判所の憲法問題に

の解釈をきめるとか、あるいは終審裁判として法令の解釈を統一する。重要な使命を考えまして、むしろ上告審を合理的ならしめるというのが、新法の上告審の趣旨であろうと存せられる次第であります。従つてこの上告審の手続を合理的ならしめる結果、比較的ささいな手続の点よりは、絶対的上告理由——絶対的上告理由と申しますと、それが判決に影響あろうがなかろうがそれで破棄するというのが、絶対的上告理由でありますから、そういう絶対的上告理由を少くする。そういうことによりまして、上告審の手続を合理化するというのが、本案の理論的基礎になるものと存ずる次第であります。

う。そしてその傾向がどうも最高裁判所の判決の中に現われて来ているようすに思われました。そこで上告事件、それから憲法の問題を扱うこのぐあいと、これについて何か最高裁判所の方で、調和とか調節をはかる点について、特別な研究が進められておるかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○五鬼上最高裁判所説明員 この最高裁判所の組織、権限等につきましては、これは設立当時からいろいろ問題がござりました次第ですが、とにかく現在のように十五人の判事をもつてやるところに落ちついたのであります。さて実施しまして、三年間の実績を踏まえますと、非常に事件が多い。判事の数が少いのに事件が多いという点、その他最高裁判所の機能等から考えまして、将来の司法制度全体の問題としてどういうようにならへ行くかといふことは、多少最高裁判所の事務当局なりでは考え方がありますが、まだ具体的に申し上げるまでに至つております。

○梨木委員 私たちが地方におりまして、非常に経験することなんですが、終戦後頗る豊かな事例といつてしまつて、裁判官の異動が非常に少いです。そのため、実はあまり能の点について、人民の側から不足な点が多いのです。そこでこの裁判官を配置されることは、権利の保護の点について非常に受けます。そこでこの裁判官の異動は、官の官害が充実して來るようすにあります。そこでこの裁判官の異動についてどの程度に考え、どの程度に

〇五鬼上最高裁判所説明員 御承知の通り、下級裁判所の判事の任期は十年でございます。裁判官がある一定の裁判所に裁判官として任命をされます。が、なるべく異動しないのが、元來裁判所の決則ではないかというように考えております。従つて身分の保障とかいうような規定もございまして、そういうような点から、やはり司法権の独立というような点を考え合せまして、あまり異動を頻繁にすることは、ある場合には、また弊害も起る場合も予想されるのであります。現在の状態において多少異動が行われつつありますのは、やはり住居の事情とか、その他いろいろ裁判所全体の人事交流というような点から行われておりますが、一般行政官ほどそうあまりひどく異動といふことは行つております。

○製本委員 実は地方におきまして、あまり素質のよくない裁判官がそこに配置されると、実際その人民は迷惑するわけなんです。これは私はもう少し最高裁判所におきましても、もちろん裁判官の身分の保障の点との調和がむずかしいのでございましようが、しかしこの点につきましては、新憲法施行前におきましても、やはり裁判官の異動といふものは、当時の憲法下の裁判官の身分の保障があつた際におきましたが、行われておつたのであります。ところが終戦後の状態を見ますと住宅の関係もあるかもしませんが、ほとんど異動しておりません。こうして

人たちが、たとえば自分が生れた郷里であるとかいうようなところの裁判官に、主としてなつておるというようないい傾向が多いのじやないかと思うのであります。だからこれは、実情を弁護士会あたりから聴取していただいて、もう少しこの点は考えていただきたい。特に簡易裁判所の場合におきましては、その地方の人を採用しておるのであります。これは簡易裁判所の特質にもよるのでございましようが、相當に弊害が出て来ておると思います。その結果、裁判に対する威信とか、あるいは信用というものを失墜する傾向も出て来ておると思うのであります。この点は最高裁判所におきましても実情を把握されまして、適当な方法を講じていただきいということをお願いしておきます。

○ 裁判所といたしまして――裁判官々々につきまして、この人は刑が重いという、何か裁判の刑の量定におきまして、一つの傾向を持つておるといふことは、これは事実であります。こういう点については、もちろん司法権の独立の点から最高裁判所といたしましてはどうこう指揮するわけには参りませんまいが、しかし今おつしやつたような研修とか、いろ／＼なことが行われておると聞きますし、また裁判官会同のよる場合、あるいは最高裁判所長官が訓示をするというような形において一つの修養の機会を持たれておるようになりますが、この点につきましても、どうも裁判官によつて重い、軽いといふことが民間におきまして一つの定評にまでなる、また弁護士会におきましてこれが定評になるようにまでなつて来たのでは、これは相当問題であると思つのでありますし、やはり裁判官のそういう刑の量定なんかの面におけるところのやり方についても、相当重要な関心を拂つて、適当な研修を経てうまくやつて行くように、配慮を願いたいということをお願いしておきます。

判におきましての刑の量定の問題につきましては、これは控訴上告の道が開かれておりまする以上、とやかく最高裁判所は申し上げることはできません。裁判所制度全体といたしましては、先ほど來申し上げましたように、一日と改善されつゝあるということを申し上げてお答えいたしたいと思います。

○安部委員長 本日はこの程度にとどめまして、明日は午前十時開会いたします。

午後六時一分散会
これにて散会いたします。